



市役所からのお知らせ

文中「SC」はサービスセンターの略

市庁舎の利用者増加および屋外環境整備工事に伴い、市役所駐車場が混雑しております。また、年度初めは転入・転出の届け出などで、窓口が大変混み合う時期です。

市役所または各市民サービスセンターへは、できるだけ公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせでお越しくださるようお願いいたします。



こくほ ひがえ にんげん 4月10日(月)から受け付け

秋田市国民健康保険の日帰り人間ドックの受診申請を、4月10日(月)から14日(金)まで、特定健診課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)などで受け付けます。詳しくは、広報あきた3月17日号6ページをご覧ください。

●問い合わせ

特定健診課 ☎(8888)56636

ちいき かたかいけつ 地域づくりや課題解決 に向けた活動を支援

町内会・地区振興会などが行う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する「地域づくり29年度募集説明会を開催します。会場は各地域の市民SCです。直接会場へお越しくください

各地域ごとの問い合わせと日程

- 中央 ☎(8888)56643
▼4月13日(木)午後2時
(会場は市役所3階の洋室4)
 - 東部 ☎(853)1063
▼4月13日(木)午前10時
 - 西部 ☎(888)8080
▼4月13日(木)午後2時
 - 南部 ☎(838)1213
▼4月14日(金)午後1時15分
 - 北部 ☎(845)2261
▼4月13日(木)午前10時
 - 河辺 ☎(882)5421
▼4月13日(木)午後4時30分
 - 雄和 ☎(886)5550
▼4月14日(金)午後3時
- 地域づくり交付金の対象事業**
地域団体による防災、防犯、交通安全、環境整備、美化、世代間交流などの活動で、新規またはこれまでの活動の拡充となる事業
- 交付金額**
1件につき5万円以上50万円以下

交付金の申請期間

4月17日(月)から5月31日(水)まで

ぶんかせんしょうこう ほしや すいせん 文化選奨候補者の推薦

芸術・学術・文化などの分野で優秀な作品を発表するなど、優れた業績をあげたかたに文化選奨をお贈りしています。推薦方法など、詳しくは文化振興課へお問い合わせください。推薦書類は、同課ホームページから入手できます。

対象▼秋田市民または秋田市を拠点に活躍している団体が、平成29年4月～29年3月の間に創作、発表、刊行した作品

応募締切▼4月28日(金)

●問い合わせ

文化振興課 ☎(888)56607

ちいき けいかんしげん 地域にある景観資源 (建造物)の修理に補助

伝統的な町家など、地域の景観資源である建造物を修理・改修する費用の一部を補助します。補助金申請前に事前協議が必要です。

申し込み▼4月10日(月)から5月10日(水)までの平日に、事前協議書に必要書類を添えて都市計画課(市役所4階)へ提出してください

*事前協議を行う前に、ご相談ください。
☎(888)5764

みんかんだんたい おきな しはつてき 民間団体が行う自発的な 活動に補助します

①②とも申請は4月28日(金)まで。詳しくは各課へどうぞ。

①障がい児(者)やそのご家族などからなる団体が行う活動に助成
対象事業▼地域で行う情報交換会や見守り活動など、共生社会の実現に向けた自発的な活動

補助上限額▼30万円

申請方法▼市役所1階の障がい福祉課、または同課ホームページにある「申請の手引」に従ってお申し込みください

●問い合わせ 障がい福祉課

☎(888)5663

FAX(888)5664

②高齢者や障がい者、児童などを対象に、民間団体が自発的に行う活動に助成

対象事業▼在宅福祉などの普及・向上を目的とする活動、健康・生きがいづくり推進事業、ボランティア活動を活発化する事業など

補助上限額▼新規30万円、2年目20万円、3年目10万円

申請方法▼市役所2階の福祉総務課地域福祉推進室、または同室ホームページにある「申請の手引」に従ってお申し込みください

●問い合わせ 福祉総務課地域福祉推進室

☎(888)5661

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

平成29年度 65歳以上のかたの介護保険料

■特別徴収(年金からの引き落とし)の場合

納入通知書(仮算定)はお送りしません。4月・6月・8月に引き落としされる保険料額は、前回(2月)と同額です。10月以降に引き落としされる保険料額で、平成29年度の介護保険料(年額)に調整します。

なお、6月・8月の保険料額に変更がある場合には、4月中に個別にお知らせします。

■普通徴収(金融機関の窓口や口座振替での納付)の場合

平成29年度の介護保険料の納入通知書は、6月下旬以降にお送りします。口座振替をご希望のかたは、金融機関(ゆうちょ銀行も可)窓口へ納入通知書、預金通帳、印鑑をお持ちになりお申し込みください。

なお、介護保険料の納付方法が特別徴収に変更される場合は、通知書でお知らせします。

■納付に関する相談

災害、病気、失業などにより保険料を納めることが困難になった場合や、市町村民税非課税世帯で一定条件を満たすかたは、申請により保険料の減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。



所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯員全員が市町村民税非課税で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	33,653 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	52,349 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えるかた	56,088 円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	67,306 円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	74,784 円
第6段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が120万円未満)	89,741 円
第7段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が120万円以上150万円未満)	97,220 円
第8段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が150万円以上180万円未満)	112,176 円
第9段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が180万円以上250万円未満)	119,655 円
第10段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が250万円以上300万円未満)	127,133 円
第11段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が300万円以上400万円未満)	130,872 円
第12段階	本人が市町村民税課税のかた (合計所得金額が400万円以上)	134,612 円

表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金・障害年金)を含みません。

介護保険運営協議会の
委員を募集します

介護保険に関する事項を審議する運営協議会の委員を募集します。任期は、任命を受けてから1年以内です。

募集要件と人数▶介護経験があり、福祉や社会保障全般に理解があるかたのうち、第1号被保険者(65歳以上)から2人、第2号被保険者(40歳〜64歳)から2人

応募方法▶作文「介護を通じて感じたこと」(原稿用紙2枚程度)を書いて、4月21日(金)まで、介護保険課(市役所2階)へお持ちください

●問い合わせ

介護保険課☎(888)5672

所有地への
不法投棄を防ぎましょう

土地管理者のみなさんは、次に気を付け、所有地への不法投棄を防ぎましょう。

▼こまめに草刈りをするなど、見通しのよい状態にする

▼周囲に柵やロープを設置したり、出入口に鍵をつけたりするなど、侵入されにくくする

▼定期的に見回りをする

●不法投棄の相談は…廃棄物対策

課☎(888)5713